

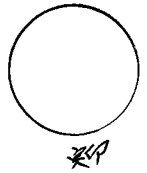
買取保証書

三菱オートリース株式会社御中

住所

氏名

平成 年 月 日
株式会社 牛島自動車 様



弊社は、下記のリース契約がリース期間満了により終了したリース車両について以下の価額にて
買取るものとします。

記

1. リース契約（リース車両）

契 約 日	平成 30年12月20日
契 約 番 号	600555347-000-00
賃 借 人	株式会社アドバンス
リ ー ス 期 間	24 ヶ月
リース満了日（予定日）	
車 種 名	日野プロフィア ドライウイング
登 録 番 号	
車 台 番 号	

2. 買取価額

残 存 価 格	消 費 税 額 等	合 計
¥8,100,000.-	¥648,000.-	¥8,748,000.-

尚、消費税額等が変更となった場合には変更後の税率にて支払います。

3. 買取代金支払方法

買取代金の支払は、リース車両の引渡完了日の翌月末までに貴社指定の口座に振込むものとします。

尚、振込手数料は弊社負担とします。

4. 車両引渡等

リース期間満了後、再リースとなる場合を除き、現状有姿のまま上記条件で買取ります。

尚、引取りに要する費用は弊社負担とします。

5. 確約事項

(1)弊社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2)弊社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。

以上

--	--	--

2018 年 12 月 20 日

買取保証に関する覚書

株式会社牛島自動車（以下「甲」という。）と三菱オートリース株式会社（以下「乙」という。）は、乙が株式会社アドバンス（以下「丙」という。）との間に締結する下記自動車リース契約（以下「原契約」という。）に関して次のとおり合意します。

本合意を証するため、甲乙は本書を 2 通作成し、記名押印の上、各 1 通を保有します。

記

1. 自動車リース契約（リース物件）

契約日	2018 年 12 月 20 日
契約番号	600555347-000-00
賃借人	株式会社アドバンス
リース期間	24 ヶ月
リース満了日（予定日）	
車種名	日野プロフィア
登録番号	
車台番号	

2. 乙が原契約第 2 2 条（契約の解除）第 1 項に基づき、原契約を解除した場合、甲は乙の要請に従い、次のとおり、乙よりリース物件を買い取るものとします。

（1）甲の買取条件

- ①リース物件が存在し、甲乙がその場所を認識していること。
- ②リース物件が乗用・運行に供し得る状態にあること。

（2）買取代金の算出方法

買取代金（消費税等別途）

=残リース料+残価-乙が合理的に算出する未経過金利相当額

※消費税等が変更となった場合には変更後の税率で算出

（3）支払方法

買取代金の支払いは、リース車両の引渡完了日の翌月末までに乙の指定する口座に振り込むものとします。なお、振込手数料は甲の負担とします。

（4）引渡条件

乙はリース物件が存在する場所において現状有姿のまま引渡し、リース物件に関して一切の瑕疵担保責任を負わないものとします。

甲がリース物件について、乗用・運行の状態であることを確認した後、直ちに乙に受領証を発行し、この受領証の発行をもってリース物件の引渡しがあったものとします。また、なお、引取に要する費用は甲の負担とします。

3. リース物件の所有権は、甲によるリース物件の買取代金の完済と同時に甲に移転するものとし、甲は直ちに自己の責任と負担でリース物件の移転登録を行うものとします。

4. リース物件が行方不明となっている場合には、甲は乙に協力してリース物件の確保に努めるものとします。

5. 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関して生じた疑義については、甲乙誠意をもって協議の上、法令又は商慣習に従って解決するものとします。

以上

甲 株式会社 牛島自動車 様

乙

福岡県福岡市中央区天神 1-12-7
福岡ダイヤモンドビル 6 階

三菱オートリース株式会社
九州支店長 市川 和之

